

学校配置の方向性

青森県立高等学校魅力づくり検討会議第2分科会

令和6年9月2日

目次

第1 魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置の観点

- 1 高等学校教育を受ける機会の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 充実した教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2 魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置

- 1 全日制課程
 - (1) 6地区ごとの学校配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 学校規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (3) 小規模校（地域校）の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 定時制課程・通信制課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3 学校配置と合わせて検討すべき事項

- 1 再編の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 学級編制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 通学手段の確保・通学支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 地域等から理解と協力を得る取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第1 魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置の観点

- こどもの数が減少している中、全てのこどもたちに一定の水準を満たした教育を提供することでウェルビーイング¹の実現を目指すとともに、誰一人取り残さないきめ細かな教育を提供する必要がある。
- また、こどもたちがこれからの時代に求められる力を身に付け、可能性及び能力を最大限に伸ばすことができる教育環境を提供する必要がある。
- これらのことを踏まえながら、第1では、「魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置の観点」についてまとめた。

1 高等学校教育を受ける機会の確保

- 全ての生徒が夢や志の実現に向けて高校を選択できるような環境づくりを検討する必要がある。
- これまで地域と一体となった人財²育成が進められてきたということを踏まえた学校配置とする必要がある。
- 地理的な要因や家庭環境等により高校進学に支障が生じないように、通学環境への配慮が必要である。

2 充実した教育環境の整備

- これからの時代に求められる力を身に付けた人財を育成するため、高校に求められる教育活動の更なる充実に向けた教育環境の提供が必要である。
- 特別な支援を必要とする生徒や義務教育段階における不登校経験を有する生徒が増加していることを踏まえ、課程等にかかわらずこうした様々な事情を抱えた生徒の多様な教育的ニーズへ対応する必要がある。
- 少人数で学ぶ機会の増加を見据え、高校間連携や地域等との連携を更に推進し、高校教育の質を確保する必要がある。

¹ OECDは「PISA2015年調査国際結果報告書」において、ウェルビーイング（Well-being）を「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働き（functioning）と潜在能力（capabilities）である」と定義している。

² 青森県では「人は青森県にとっての『財（たから）』である」という基本的な考えから、「人」「人材」などを「人財」と表している。

- 第1で挙げられた「高等学校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の2つの観点を考慮し、高等学校を取り巻く環境の変化や教育的ニーズの多様化を見据えながら、ウェルビーイングの実現を目指すことや誰一人取り残さないきめ細かな教育を提供すること、こどもの可能性及び能力を最大限に伸長するための教育環境を提供することができる魅力ある高等学校づくりを進めるため、中・長期的な視点で県立高等学校全体の学校配置の在り方について検討する必要がある。
- その検討に当たっては、全日制課程における6地区ごとの学校配置や学校規模、小規模校（地域校）の配置、定時制課程・通信制課程における学校配置の方向性に加え、各校の特色を踏まえたICTの活用や多様な主体との連携・協働の効果的な方策を検討する必要がある。
- これらのことを踏まえながら、第2では、「魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置」についてまとめた。

1 全日制課程

(1) 6地区ごとの学校配置³

ア 現状

- 青森市、弘前市、八戸市の3市にある高校は、近隣市町村からの入学者数も多く、郡部にある高校の入学者数に影響を及ぼしている実態がある一方で、意識調査によると、中学生、高校生、中学生保護者いずれも高校を選ぶ際に「通学の便利さ」を重視している傾向にある。
- 6地区ごとの学校配置により、各地区において、小・中学校や地域等との連携といった「縦のつながり」や、高校間連携といった「横のつながり」が強固となり、教育の継続性や質の確保・向上につながっている。

イ 今後の方向性

(6地区ごとの学校配置の継続)

- 教育の機会を確保するためにも6地区ごとに学校配置を行う。
- 現状よりも広域又は全県一区の学校配置とした場合であっても通学が可能な範囲は変わらず、中学生の進路選択肢の増加にはつながらないため、6地区ごとに学校配置を行う。

◆継続に当たって考慮する点

- ・ こどもたちが行きたい、学びたいと思えるような学科を有する高校を配置するなど、各地区の学科構成について十分考慮する必要がある。

³ 各地区における中学生の進路の選択肢を確保するため、本県を東青、西北、中南、上北、下北、三八の6つの地区に分け、地区ごとに、大学等への進学や就職等より幅広い進路選択に対応する高等学校、選抜性の高い大学への進学に対応する高等学校、実践的な職業教育に対応する高等学校等、それぞれの役割を担う高等学校を配置している。

(6 地区ごとの学校配置の見直し)

- 生徒が希望する高校を選択できるような通学環境等の充実が図られた場合は6地区ごとの学校配置にこだわる必要がないことから、現状よりも広域又は全県一区の学校配置とするなど、見直しを行う。

◆見直しに当たって考慮する点

- ・ 現状よりも広域又は全県一区の学校配置とした場合、特定の地域以外の高校の小規模化を助長したり、学校配置に偏りが生じ、生徒の通学時間や通学費の負担が増加したりする懸念がある。

(2) 学校規模

■基本となる学校規模⁴

ア 現状

- 学校規模が大きい場合は、多様な教科・科目の開設や特色ある教育課程の編成、学校行事や地域貢献等の校外活動の充実、多様な部活動の選択肢の確保などにつながっている。
- 学校規模が小さい場合は、生徒一人一人に目が行き届きやすくなるため、きめ細かな指導が可能となるほか、地域と密着した様々な実体験を通じた学びにつながっている。
- 大規模校、小規模校それぞれにニーズがある。

イ 今後の方向性

(学校規模の標準の維持)

- 教育の質の低下等を防ぐため、1学年当たり4学級以上の規模を標準とする。

◆標準の維持に当たって考慮する点

- ・ 標準を維持しつつ、弾力的に高校を配置するとしても、1学年当たり2学級規模は必要である。
- ・ 学校規模が大きい場合であっても、生徒一人一人に寄り添った指導が必要であることも考慮する必要がある。

(学校規模の標準の引下げ)

- こどもの数の減少を見据え、1学年当たりの学級数を引き下げる。

(学校規模の標準によらない対応)

- 学校規模の標準を定めず、学校、市町村、地域の実情や要望を踏まえた上で、高校ごとに学級数を定める。
- ある程度の規模がある高校を配置しながら、きめ細かな指導が受けられ、通学環境に配慮した小規模校も配置するなど、全ての高校に一律で学校規模の標準を適用させるのではなく、様々な規模の高校を配置する。

⁴ 大学等への進学や就職等より幅広い進路選択に対応できる教科・科目を開設するとともに、学校行事をはじめとする特別活動等の充実や多様な部活動の選択肢を確保することにより、高等学校段階で身に付けるべき「確かな学力」、「逞しい心」や学校から社会への円滑な移行に必要な力等を育成することができるよう、1学年当たり4学級（160人）以上の規模を標準としている。

◆標準の引下げや標準によらない対応に当たって考慮する点

- ・ 教育の質を確保する観点から、少なくとも1学年当たり2～3学級以上の規模が必要である。
- ・ 学校規模が小さい場合、クラス替え等の対応が難しいため、人間関係が固定化されやすいといった課題がある。
- ・ 極端に生徒数が少なくなった場合、多様な他者との関わりが少なくなり、教育の質の確保や社会で生きていくために必要となる資質・能力の育成に支障が生じる懸念がある。
- ・ 様々な活動における教育的効果を上げるため、複数の高校が設置されている市部については、学級減で対応するのではなく、統合により一定の規模を有する高校を配置する。

■重点校⁵・拠点校⁶の学校規模

ア 現状

- 重点校・拠点校ともに各地区の高校間連携の中心となっている。

イ 今後の方向性

(学校規模の標準の維持)

- 各地区の高校間連携を推進していくためには、ある程度の生徒数や教員数が必要であり、現状の学校規模の標準を維持する。

◆標準の維持に当たって考慮する点

- ・ 一定の入学者数を維持するためにも、今後のこどもの数の推移や立地場所等を考慮する必要がある。

(学校規模の標準の引下げ)

- 重点校については、1学年当たり5学級以上の規模を標準とする。
- 重点校については、1学年当たり3～5学級以上の規模を標準とする。
- 3市以外の重点校については、1学年当たり5学級以上の規模を標準とする。
- 拠点校については、1学年当たり3学級以上の規模を標準とする。
- 拠点校については、1学年当たり2～3学級以上の規模を標準とする。

(学校規模の標準によらない対応)

- 学校規模の標準を定めず、学校、市町村、地域の実情や要望を踏まえた上で、高校ごとに学級数を定める。

⁵ 各校の生徒の意欲的な学習に資するよう、普通科等において、今後求められる人財の育成に向けた探究活動等の特色ある教育活動の中核的役割を担う学校として配置している。選抜性の高い大学への進学に対応した取組とともにグローバル教育や理数教育等の特定の分野の学習における先進的な取組等、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担うことから、進路志望に応じた教科・科目の開設や当該教科・科目の専門性を有する教員の配置、生徒同士の協働的な学習による教育内容の充実等がなされるよう、1学年当たり6学級(240人)以上の規模を標準としている。

⁶ 各校の生徒の意欲的な学習に資するよう、農業科、工業科及び商業科の高等学校において、各学科の学習の拠点としての役割を担う学校として配置している。特定の学科における専門科目を幅広く学ぶため、基幹となる学習分野の基礎・基本を習得するとともに、専門的な学習を深めることができるよう、一つの専門学科で1学年当たり4学級(160人)以上の規模を標準としている。

(3) 小規模校（地域校⁷）の配置

ア 現状

■小規模校

- 小規模校を希望する生徒や、小規模校だからこそ卒業できた生徒がおり、小規模校はセーフティネットとしての役割を担っている。
- 小規模校ではきめ細かな指導をしやすく、進学や就職等、幅広い進路志望に対応することが可能となっている。
- 小規模校ではクラス替え等の対応が難しく、人間関係が固定化されやすい。
- 一部の小規模校では、市町村から教育活動や通学等への支援を受けている。

■地域校制度

- 地域校は地域活性化の核となり、地域の未来を担う人財を育成する役割を担っている。
- 地域校はいずれ閉校する高校として捉えられ、中学生が進学を敬遠することがある。

イ 今後の方向性

■小規模校

（小規模校の配置の継続）

- 小規模校は今後も可能な限り配置する。

◆継続に当たって考慮する点

- ・ 存在意義や役割を踏まえる必要がある。
- ・ 遠隔授業や高校間連携、地域との連携など、教育環境の充実にに向けた方策について検討する必要がある。
- ・ 入学状況や中学校卒業予定者数の推移等を考慮する必要がある。
- ・ 小規模校の配置を継続することで、大規模校をはじめ他の高校の小規模化を招くなど、他校への影響も考慮する必要がある。
- ・ 多くの生徒との関わりの中で多くの学びを得るため、小規模校であっても、原則として1学年当たり3学級以上の規模は必要である。

⁷ 学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校を、地域における通学状況を考慮した上で、地域校として配置している。なお、高等学校への通学が困難な地域については、次のような公共交通機関の状況を考慮し、総合的に判断している。

【公共交通機関の状況】

- ・ 路線の整備状況（通学可能な公共交通機関が存在するか。）
- ・ 利用時間帯（早朝（おおむね午前6時以前）に乗車しなければならないか。）
- ・ 利用時間（片道の乗車時間がおおむね1時間を超えるか。）

(小規模校の配置の見直し)

- 将来のこどもの数の減少を見据え、小規模校を多く配置するのではなく、一定規模以上の高校や大規模校を配置する。
- 郡部の中学生の進路状況等を踏まえ、地域校以外の2学級以下の規模の高校については、入学者数が2年連続で募集人員の半数を下回った場合に募集停止を検討する仕組みとする。

◆見直しに当たって考慮する点

- ・ 小規模校を希望する生徒がいることも考慮する必要がある。
- ・ 募集停止となる場合は、周辺の高校の配置状況を踏まえながら、教育機会を保障するための選択肢として通信教育を受けることができる体制づくり等を検討する。

■地域校制度

(地域校制度の廃止)

- 教育の機会均等や生徒の通学環境等について考慮する必要があるため、地域校制度を廃止した上で、継続して高校を配置する。
- 寮の整備や下宿代の補助等の通学支援の充実が図られた場合、必ずしも自宅から通学する必要がないことから、地域校制度を廃止する。

(地域校制度の継続)

- 地域校制度の廃止により混乱が生じることや、明確な基準がないと学級減や募集停止に対して地域の理解が得られないこと、極端に生徒数が少なくなった場合、高校教育の質の確保等が困難となることから、地域校制度を継続する。

◆継続に当たって考慮する点

- ・ 遠隔授業のモデル校として配置するなど、存在意義を持たせる。
- ・ 募集停止等の基準を一律に適用するのではなく、市町村との協議や教育関係有識者を交えた地域住民の意見を聞く機会を設け、意見を最大限に尊重するなど柔軟に対応する。
- ・ 生徒の通学状況を考慮した地域校の配置の基準とする。
- ・ 高校ごとに、周辺市町村のこどもの数の推移や周辺の高校の配置状況等が異なることから、募集停止等の基準の適用に当たっては、地域の実情に応じて判断する。

(募集停止等の基準⁸の見直し)

- 地域校活性化に向けた取組期間や、地域へ周知し理解を得るための期間が必要となることを考慮し、募集停止等の基準を見直す。
- 入学者数ではなく、在籍生徒数により判断するよう募集停止等の基準を見直す。

(募集停止等の基準の維持等)

- 地域の実情に応じて個別に判断することは現実的ではないことから、一律の募集停止等の基準を設定する。

◆見直しや維持等に当たって考慮する点

- ・ 中学生の計画的な進路選択に配慮し、地域校の募集停止については、あらかじめ中学生や保護者等へ丁寧に説明する必要がある。
- ・ 地域校が募集停止となり、通学が困難となった生徒に対し、通学手段の確保・通学支援が必要となる。
- ・ 募集停止となった高校の校舎を活用し、他校のサテライト校とした上で、学校間の移動手段を確保するなど、教育の機会均等や通学環境について配慮する必要がある。
- ・ 地域校が閉校となった場合、当該地域では子育て世代や若い世代が流出し、地域が衰退する懸念がある。

■小規模校（地域校）の教育環境の充実

(多様な主体との連携・協働)

- 教員配置が困難な教科・科目等がある場合や単独での学校行事の実施が難しい場合、近隣の高校等と連携し、合同授業や合同行事等を行う。
- 市町村や地域の関係機関と共同事業体を構築する。
- 地域住民との交流機会を創出するとともに、地域資源を活用した学校設定科目を設定する。
- 地域等の協力を得ながら、ある分野に特化した取組を行うなど、他校との差別化を図る。

◆連携・協働に当たって考慮する点

- ・ 合同授業や合同行事では生徒の移動に伴う交通手段の確保が必要である。

⁸ 地域校とする2学級規模の高等学校については、入学者数が1学級規模の募集人員である40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として翌年度に1学級規模とすることとしている。

また、1学級規模の地域校については、更なる少子化が見込まれる中、入学者数が極めて少ない状況となった場合等には、高等学校教育として求められる質の確保に支障が生じる懸念があることから、次の基準に基づき、募集停止等に向けて、当該高等学校の所在する市町村等と協議することとしている。

【1学級規模の地域校について募集停止等を協議する基準】

募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合

なお、協議の際には、基準に該当した翌年度の募集停止を基本とし、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高等学校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討することとしている。

(ICTの効果的な活用)

- 大学進学から就職まで多様な進路志望等に対応するため、教員配置が困難な教科・科目等について、他校や配信センター⁹からの遠隔授業を行う。

◆活用に当たって考慮する点

- ・ 遠隔授業を実施する場合であっても、対面授業と同様に人との関わりの中で身に付く能力を養う必要がある。

2 定時制課程・通信制課程

ア 現状

- 定時制課程・通信制課程の入学者数は増加傾向にある。
- 外国につながるのある生徒の入学者数が増加傾向にある。
- 特別な支援を必要とする生徒や義務教育段階における不登校経験を有する生徒の入学者数が増加傾向にある。
- 全日制課程からの進路変更等に伴う転入学者・編入学者など様々な事情を抱えた生徒が多く在籍している。

イ 今後の方向性

(現状の配置の継続)

- 様々な事情を抱えた生徒や多様な学び方のニーズに対応するため、引き続き、定時制課程は6地区に、通信制課程は3地区に配置する。

◆継続に当たって考慮する点

- ・ 午前部、午後部、夜間部それぞれの入学状況等を踏まえ、募集人員の見直しについて検討する必要がある。

(配置の拡充)

- 入学者数が増加傾向にあることを踏まえ、定時制課程・通信制課程の配置の拡充について、検討を続ける必要がある。

◆拡充に当たって考慮する点

- ・ 様々な事情を抱えた生徒に対応するためには、教員配置の充実のほか、スクールカウンセラー¹⁰やスクールソーシャルワーカー¹¹などの専門スタッフによる支援体制の強化が必要である。
- ・ 生徒が多様な学び方を選択できるように、全日制課程と合わせた学校配置なども考えられる。
- ・ 全日制課程と定時制課程を併置する場合、部活動等の場所の確保について考慮する必要がある。

⁹ 特定の教科・科目について、専門教員がICTを活用し、遠隔による授業配信を専任で行う部署等。他県において設置事例がある。

¹⁰ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、生徒の生活上の問題や悩みに対する相談・カウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う専門スタッフ。

¹¹ 社会福祉の専門的な知識を活用し、様々な課題を抱える生徒を取り巻く環境に働きかけ、学校・家庭・地域の関係機関をつなぎ、課題解決に向けて支援する専門スタッフ。

第3 学校配置と合わせて検討すべき事項

- 第2で挙げられた「魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置」の検討に当たっては、本県の産業構造等を踏まえるとともに、生徒の進路志望の多様化や高等学校を取り巻く環境の変化を見据えた再編の方法のほか、学級編制の在り方や生徒の通学手段の確保・通学支援等についても検討する必要がある。
- また、魅力ある高等学校づくりに向けた検討や具体的な取組を進めるに当たっては、市町村や地域等からの理解を得られるよう取り組むとともに、市町村や地域等から協力を得ながら人的・予算的な対応についても考慮する必要がある。
- これらのことを踏まえながら、第3では、「学校配置と合わせて検討すべき事項」についてまとめた。

1 再編の方法等

ア 現状

- 異なる学科が併置されている高校では、生徒がそれぞれの学科における探究活動や課題研究の成果を共有し、学びを深めるなどの相乗効果が生まれている。
- 普通科と職業教育を主とする専門学科の併置により、普通科だけでは開設が困難な専門学科の教科・科目を取り入れた教育課程の編成による生徒への幅広い学びの提供や、専門学科の生徒の大学進学等に向けた共通教科の指導の充実につながっている。

イ 今後の方向性

(学科の統合や異なる学科の高校の統合)

- 多様な生徒が共に学び、切磋琢磨することで、より良い学びが生み出されるほか、教員や地域にとっても魅力ある高校となるため、普通科と職業教育を主とする専門学科を統合する。
- 専門的な教育を受けられる場を確保するほか、学校規模を維持することにより、生徒の学び合いを保障するとともに、多様な学びを提供するため、職業教育を主とする専門学科同士を統合する。
- 本県の基幹産業に関する学科の学びを無くしてはならないため、単独校として配置が難しい場合は、統合等により配置する。

◆統合に当たって考慮する点

- ・ 異なる学科の高校の統合の検討に当たっては、教育的効果を高めることができるのかという観点で慎重に判断する必要がある。
- ・ 異なる学科の高校を統合する場合は、学科によって教育課程が異なるため、学校行事を合同で実施することが難しいといった課題がある。
- ・ 統合対象校それぞれの特色ある教育活動の引継ぎも念頭に置きながら、統合校の充実を図る必要がある。
- ・ 統合対象校へ閉校までの手続を示すなど、円滑な引継ぎを行う必要がある。
- ・ 統合校の配置の検討に当たっては、統合対象校の施設・設備や公共交通機関の状況等を考慮する必要がある。

(教育環境の充実に向けた他の方策)

- 教育環境の充実に向けた他の方策について、検討を続ける必要がある。具体的には、以下のような例が考えられる。
 - ・ 新たな時代を見据えた学びを提供できるような学科の改編・新設を行うことで魅力化を図る。
 - ・ 社会で活躍できる人財を輩出するため、専攻科や高等専門学校のように高度で専門的な教育を受けられる高校を増やす。
 - ・ 学びの質の向上や卒業後の進路選択の観点から、職業教育を主とする専門学科を有する高校と企業の連携を強化する。
 - ・ 生徒が校舎から本校に移動して授業を合同で実施したり、教員が本校から校舎に移動して授業を実施したりすることができるキャンパス制を導入する。
 - ・ 一部の私立高校では中高一貫教育により学力向上を図っており、県立高校についても、小規模化への対応も含め、導入校の成果や課題等を踏まえながら、中高一貫教育を導入する。
 - ・ 地域と連携した教育活動を継続的に展開するため、小・中学校と併設する。
 - ・ 入学者数が多い高校の学級減と、入学者数にかかわらず存続が必要となる高校への対応については、分けて考える必要がある。

(多様な学び方への対応)

- 可能な限り中途退学や原級留置とならずに高校を卒業できるような仕組みを構築する。

2 学級編制

ア 現状

- 少人数学級編制により、以下のような状況が見られる。
 - ・ 生徒に目が行き届きやすくなり、きめ細かな指導が可能となっている。
 - ・ 実習や課題研究において、危険を伴う作業等であっても教員の目が行き届き安全面において有効である。
 - ・ 特別な支援を必要とする生徒への対応の充実につながっている。

イ 今後の方向性

(少人数学級編制の推進)

- 生徒一人一人にきめ細かな指導を行うため、現状よりも少ない人数での学級編制を進める。
- 少人数学級編制を実施している高校以外にも導入する。

◆推進に当たって考慮する点

- ・ 各校の特色に応じた学級編制とする必要がある。
- ・ 効果的な導入に向けて、少人数学級編制を実施している高校における効果や課題等を検証するとともに、国の動向等も注視しながら、全校に一律ではなく、段階的に実施する。
- ・ 学級編制は学校全体の生徒数にも関係することから、学校規模と一体で考える必要がある。
- ・ 極端に生徒数が少なくなった場合、多様な他者との関わりが少なくなり、教育の質の確保に支障が生じる懸念がある。
- ・ 学校現場の教員等の意見を考慮する必要がある。
- ・ 教員の負担軽減を念頭に置きながら進める必要がある。

3 通学手段の確保・通学支援

ア 現状

- 自家用車での送迎により通学している生徒が一定数いる。
- 路線バスの減便により通学が困難になる生徒がいる。
- 遠方から通学している生徒にとって、通学時間や通学費の負担は大きい。
- スクールバスの運行や通学費の補助など、市町村が通学支援を行っている事例がある。

イ 今後の方向性

(通学手段の確保・通学支援の充実)

- 生徒の通学手段の確保・通学支援の充実について、市町村や交通事業者等の協力を得ながら、公共交通機関の増便やダイヤの改正、スクールバスの運行や寮の整備、通学費や下宿代等の補助などの対応を検討する。

◆充実に当たって考慮する点

- ・ 地域公共交通への影響を考慮する必要がある。
- ・ 県、市町村、交通事業者等いずれも人的・予算的な対応が課題となる。

4 地域等から理解と協力を得る取組

ア 現状

- パブリック・コメント¹²の実施、地区懇談会の開催、市町村等への意見照会等を通して、幅広く情報提供するとともに意見を聴取しながら、多くの県民の理解が得られるよう取り組んでいるが、統合反対の意見がある。
- 計画的な学校配置に当たっては、地区意見交換会を開催し、あらかじめ地区の具体的な学校規模・配置等について意見を聴取した上で、実施計画案を公表し、その後、県民に向けた地区懇談会を開催しているが、計画案公表後の開催では理解を得難い。

イ 今後の方向性

(地域等の理解と協力の下での魅力ある高等学校づくり)

- 実施計画の策定や、統合校の開設に向けた開設準備委員会¹³の開催等について、これまでと同様の方法で進める。
- 実施計画の策定や統合校の開設までの進め方に対する地域住民からの意見を真摯に受け止めるとともに、地域住民の理解を得られるようなスケジュールで意見交換を実施した上で、実施計画の策定につなげる。
- 統合校の開設に当たっては、生徒にとって魅力ある教育環境を提供できるよう、早い時期から市町村と協議するとともに、高校においても学校運営協議会¹⁴等を活用しながら、地域との意見交換を行う。

◆地域等の理解と協力を得るに当たって考慮する点

- ・ 実施計画の公表から統合校の開校に至るまで、県教育委員会が関与しながら一貫性を持って進める必要がある。

¹² 県の基本的な政策にかかわる立案を行い、又は規則等を定める過程において、当該立案や規則等の趣旨、内容その他必要な事項を県民等に公表し、それらに対して提出された県民等の意見を考慮して、意思決定を行うとともに、県民等の意見に対する県の考え方を公表する、これら一連の手続。

¹³ 統合校の教育活動の充実に向け、統合の対象となる高等学校の関係者等により組織する開設準備委員会を設置し、統合校の新たな名称、目指す生徒像や教育内容等について検討している。なお、開設準備委員会における協議結果を踏まえ、統合校の教育課程の編成等、開校に向けた具体的な準備を進めるため、統合の対象となる学校内に開設準備室を設置している。

¹⁴ 保護者や地域住民等が学校運営に参画し、地域の声を積極的に生かしながら特色ある学校づくりを進めていくことを目指すものであり、県教育委員会が学校や地域の実情に応じて設置している。

